

(略)

東京都監査委員	山	内	晃
同	早	坂	義弘
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 3 年 1 月 1 2 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求について、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

本件請求において、請求人は、東京都（東京港管理事務所）が、請求人が所属する町会が有する都の駐車場の共同使用权について、町会内の議決を得ていない者に使用許可したことは、違法な民事介入による財産権の侵害であり、公共資産を私的目的に許可して国益に反するなどとして、都に必要な措置を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財産の取得・管理・処分等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人が言及する都の駐車場は、江東区辰巳三丁目 2 1 番を所在地とする辰巳ふ頭港湾施設用地（以下「本件用地」という。）の辰巳臨時シャーシープー

ル（「本件臨時施設」という。）であると解されるが、本件用地は、都が東京港港湾運送事業協同組合から使用及び工作物の設置に係る申請を受け、東京都港湾管理条例（以下「本件条例」という。）の規定に基づき、本件用地を本件臨時施設に係る一時使用用地として使用等する旨を許可（以下「本件許可」という。）しているものである。

ところで、条例に基づく港湾設備用地の使用許可が住民訴訟の対象となる財産の管理といえるか否かが争われた事案について、東京高裁平成6年2月17日判決によれば、住民訴訟の対象となる財産の管理とは、「財産の財産的価値に着目して、その価値の維持・保全・管理等を図る財務的処理を直接の目的とする行為をいい、一定の行政目的の実現のためにする行為が一面財産の管理という性質を有し、それらの行為等がなされることによって、結果として地方公共団体に財産的影響が及ぶような場合は、そこで主として考慮すべきであるのが、行政目的の実現の如何であり、財務会計の適正な実現ではない以上、これに当たらないと解すべきである」と判示している。

これを本件請求について見ると、本件請求において請求人は、帰するところ、本件用地に係る都の使用許可の違法・不当を主張しているものと解される。しかしながら、本件許可は、港湾管理上及び公共上の政策的見地から、港湾の効率的な運営と適正な利用を図る目的で本件条例の定めに従い行われたものであり、上記判決に照らせば、港湾施設という財産の財産的価値に着目して、その価値の維持・保全・管理等を図る財務的処理を直接の目的とする行為とは異なり、一定の政策目的の実現の当否・可否等を主として考慮し判断されるものと解されるから、法242条第1項に定める財務会計上の行為には当たらない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。